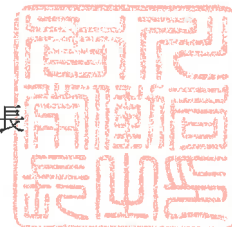




香勞発雇均 0419 第 1 号
令和 3 年 4 月 19 日

香川県経営者協会 会長 殿

香川労働局長



不妊治療を受けやすい職場環境整備の支援及び働く女性の母性健康管理に関する
周知への御協力について（依頼）

労働行政の推進につきましては、平素より格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、男女雇用機会均等法の規定に基づく母性健康管理措置（以下「母健措置」という。）の関係では、これまで周知等に御協力いただいていたところですが、令和 3 年 7 月 1 日より、母性健康管理指導事項連絡カード（以下「母健カード」という。）の様式（別添 1）が変更されることから、母健措置について女性労働者に広く認識いただくため、「働く女性の母性健康管理のための Q&A」（別添 2）を作成し、厚生労働省ホームページに掲載しております。

また、令和 3 年度より新型コロナウイルス感染症に関する母健措置による助成金（別添 3）について、要件等を変更した上で期限を延長するとともに、不妊治療を受けやすい職場環境整備に向けた支援を行うため、両立支援等助成金（不妊治療両立支援コース）が創設されました（別添 4）。

つきましては、これらの内容について御了知の上、傘下企業の皆様に対する周知に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

<参考資料>

■女性労働者の母性健康管理のために（厚生労働省HP）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/seisaku05/index.html

■働く女性の母性健康管理に関する Q & A（厚生労働省HP）

<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000764004.pdf>

■職場における妊娠中の女性労働者等への配慮について（厚生労働省HP）

※新型コロナウイルス感染症対策 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11067.html

■不妊治療と仕事の両立のために（厚生労働省HP）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_14408.html

<別添資料>

- 1 母性健康管理指導事項連絡カードを改正します！（令和3年7月1日適用）
- 2 働く女性の母性健康管理のためのQ&A
- 3 両立支援等助成金（新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース）をご活用下さい。
- 4 不妊治療と仕事の両立を支援する助成金のご案内

雇用環境・均等室

（担当）指導補佐 横井 指導官 森長

（電話）087-811-8924